

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	<p>新特許法第二百二十五条の二第六項の規定による、同法第六十七条の三第三項の延長登録の無効に伴う、同法第六十七条の七第三項の延長登録の抹消については、同法第二百二十五条の二第四項の確定審決の効力について、法律上は明瞭と解されるものの、一般ユーザーには容易に把握しにくいと思われることから、職権で登録すべき場合もあるように思われますが、特許登録令第十六条の職権登録事項として特段の追加改正を要しないということでしょうか。</p>	<p>環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）第2条の規定による改正後の特許法第125条の2第6項の適用に関する登録について、特許権の存続期間の延長、消滅、延長登録無効審判等については、特許登録令第16条により特許庁長官の職権による登録事項とされております。本内容を含む特許権の存続期間の延長制度に係る諸手続については、制度利用者にとって明瞭な手続となるように適切に運用してまいります。</p>	個人